

むつ市地方創生SDGs推進協議会 会則

(名称)

第1条 本協議会の名称は、むつ市地方創生SDGs推進協議会（以下、「協議会」）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、むつ市とむつ商工会議所とのむつ市地方創生SDGs推進に関する包括連携協定に伴い、関係機関と連携しながら、SDGsを「見える化」することにより地域住民へわかりやすく情報を発信し、SDGsの関心を高めるとともに、その取組を促しながら、地方創生を実現することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) SDGsの周知・啓発に関すること
- (2) SDGs認定事業者等の登録・認定に関すること
- (3) 前号の認定事業者等に対するSDGs推進に伴う各種支援に関すること
- (4) その他前条に掲げる目的を達成するため必要と認められること

(事務局)

第4条 協議会の事務局は、むつ商工会議所内に置く。

(会員)

第5条 協議会の会員は、別表1に掲げる団体等のほか、本会の目的に賛同する各種団体をもって構成する。

2 入会の可否については、会長と副会長が協議し決定する。

(退会)

第6条 協議会の会員に退会の意思があるときは、その書面をもって申し出ることによって退会となる。

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- | | |
|-----|----|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 1名 |
| 監事 | 2名 |

(役員を選出)

第8条 役員は総会において、会員の中から選出する。会長は選出された役員による互選とし、副会長及び監事は選出された会長より指名する。

(役員の職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

3 監事は、本会の会計を監査する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。役員が欠けた場合における補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(専門部会)

第11条 専門部会は、総会においてその必要を認めるときに設置する。

2 専門部会は、総会において推薦し、会長が指名した会員をもって構成する。

3 専門部会の議長は、構成する会員の中から互選する。

(運営委員会)

第12条 協議会の運営について具体的な検討、審査、計画を行うため運営委員会を置く。

2 運営委員会の委員は、会員が指名する者の他、会長が指名する者をもって充てる。

3 運営委員会に委員長を置き、互選により選出する。

4 運営委員会は、運営委員長が招集し、議長となる。

5 運営委員会は、次の事項を審議する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) その他会長が必要と認めた事項

(3) むつ市地方創生SDGs推進団体認定に関する審査事項

6 運営委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

7 その他運営委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第13条 協議会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもって充てる。

2 本会の会費は、別表2のとおりとする。

3 会長は、総会の承認を得て、臨時会費を徴収することができる。

(総会)

第14条 協議会の総会は、総会は、毎年1回開催し、予算、決算及びその他の重要事項を審議する。

(事業年度)

第15条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

(会計年度)

第16条 協議会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和4年5月23日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

	むつ市
	むつ商工会議所
	国立大学法人弘前大学
	学校法人青森山田学園青森大学
	学校法人青森田中学園青森中央学院大学
	青森明の星短期大学
	国立研究開発法人海洋研究開発機構むつ研究所
	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター
	公益財団法人日本海洋科学振興財団むつ海洋研究所
	株式会社青森銀行
	株式会社みちのく銀行
	青い森信用金庫
	青森県信用組合
	三井住友海上火災保険株式会社
	株式会社青森テレビ
	その他会長が指名する者

別表 2 (第 1 3 条関係)

	会費
むつ市	年額 10 万円
むつ商工会議所	